

標準市議会会議規則等の一部改正に伴う協議の進め方について（R6.5.22 決定）

①

- 字句の整理に係る改正〔緑色の部分〕（協議終了）
- その他の改正〔オレンジ色の部分〕（協議終了）

②

- オンライン化・デジタル化の対象となる手続に係る改正〔黄色の部分〕（1）
(請願・陳情の提出手續に係る部分について)

③

- オンライン化・デジタル化の対象となる手續に係る改正〔黄色の部分〕（2）
(上記以外の部分について)

④

- オンライン委員会に係る改正〔ピンク色の部分〕

※上記の協議項目は、議運資料（5月22日）「標準市議会会議規則の一部改正関係」、議運資料（3月14日）「標準市議会委員会条例の一部改正関係」の分類による

※役職改選までに合意できたものについては改正を行い、合意できなかつたものは現状維持とする